

〇〇〇〇  
△△△△貸出規約（例）

（目的）

第1条 この規約は、〇〇〇〇が保有する△△△△の貸し出しについて定めることを目的とする。

（貸出の範囲）

第2条 □□□□内で活動する、ボランティア振興に寄与する事業・活動及び調査研究を行っている次に掲げる団体等とする。

- （1）ボランティア団体、市民活動団体、NPO 団体
- （2）高齢者、障害者等の当事者団体
- （3）市町社会福祉協議会
- （4）小・中学校、高等学校、専門学校、短大・大学

（貸出の制限）

第3条 △△△△は次の事項に該当する場合は貸し出しをしない。

- （1）興行的営利を目的として利用するとき
- （2）特定の宗教・宗派または政治的活動を目的として利用するとき

（貸出の手続き）

第4条 予約貸出を原則とする。貸出希望の場合は、予約状況を確認のうえ別紙借用願に必要事項を記入し、借用日の1週間前までに下記に申込むこと。

【申込場所】 住所

〇〇〇〇

TEL :

／FAX :

（貸出期間及び返却）

第5条 △△△△の貸出期間は原則として1週間とする。

但し、事業の目的、内容により〇〇〇〇が必要と認めたものについては、貸出期間を延長することができる。なお、貸出期間は貸与先との協議により決定する。

- 2 貸出期間中の転貸は認めない。
- 3 貸出期間中であっても△△△△の返却を求められたときは、直ちに応じなければならない。
- 4 備品を返却するときは、現状復帰のうえ返却されているかどうか〇〇〇〇の検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第6条 △△△△の貸し出しは無料とする。ただし、搬送ならびに貸出期間中の修理・メンテナンスに要する費用はすべて貸与先の負担とする。

(弁償)

第7条 貸与先は△△△△を故意または過失により滅失・破損したときは、現品または相当の代価をもって弁償しなければならない。

(附則)

この規約は平成××年×月×日から施行する。

(注1) ○○○○は備品取得団体名等

(注2) △△△△は貸出対象備品名

(注3) □□□□は備品取得団体が所在する地域